



# Global Tax Update

マレーシア

税理士法人トーマツ

2015年4月

## 新たな税制優遇措置「Principal Hub」～マレーシアのビジネスハブ機能強化に向けて～

マレーシア政府は2015年4月6日、マレーシアをアジア地域のビジネスハブとして振興すべく、新たな税制優遇措置である「Principal Hub」の具体的な内容を発表した。

Principal Hubについては、2014年10月の「2015年度予算案発表」の際に、その導入が発表されてはいたものの、その内容については判明しておらず、今回その全貌がようやく明らかになった。

なお、Principal Hubの導入により、既存の Operational Head Quarters(地域経営本部:以下「OHQ」)、International Procurement Centre(国際調達センター:以下「IPC」)、Regional Distribution Centre(地域集配センター:以下「RDC」)に対する優遇措置は2015年4月30日をもって廃止となる。

### (1) Principal Hubの定義

Principal Hubとは、マレーシア設立法人で、アジアや世界のビジネスおよびオペレーションを行う中心拠点としてマレーシアを利用し、リスク管理、方針決定、戦略的事業活動、貿易、金融、経営管理、人事管理等のキーとなる機能の運営、管理、サポートを行う会社、をいう。

### (2) 申請期間

2015年5月1日から2018年4月30日までに、マレーシア投資開発庁(Malaysian Investment Development Authority(MIDA))へ申請用紙その他資料を提出するといった所定の申請手続が必要となる。

### (3) 各税制優遇措置の概要と適用条件

既存のOHQ、IPC、RDCへの優遇措置との比較は、次のとおりである。

	Principal Hub	OHQ	IPC (免税あり)	RDC (免税あり)
優遇税率	0~10%	0%	0%	0%
優遇税率期間	5+5年	10年	10年	10年
最低払込 資本金 (RM)	250万	50万	50万	50万
外資規制	なし	なし	なし	なし
最低年間売上	3億 (物品取引会社のみ)	なし	1億	1億
最低事業 支出 (RM)	300~1,000万	150万	150万	150万
優遇税率 適用国内取引	30%まで	20%まで	20%まで	20%まで
適格サービス数	3以上	3以上	なし	なし
適格サービス 提供国数	3~5カ国以上	3カ国以上	なし	なし
従業員条件	・ 高価値業務 (月給 RM5,000 以上): 15~50人以上 50%以上マレーシア人 ・ 戦略管理職 (月給 RM25,000 以上): 3~5人以上	上級管理職/専門 家 3人以上	なし	なし
延長要件	・ 高価値業務人数 +20% ・ 国内事業支出+30%	延長なし	延長なし	延長なし
立地条件	なし	なし	なし	自由工業地域 (FIZ)、 自由商業地域 (FCZ)、 保税工場 (LMW)、保 税倉庫内
その他			国内の製造関連 会社と取引要	自社ブランドのみ取 扱い

### デロイトのコメント

上記比較表で分かるように、Principal Hub の適用条件は既存の優遇措置に比べて厳しくなっている。

しかし、例えばシンガポールと比較すると優遇税率としては有利であり、適用条件も大差ないものとなっている。物価高のシンガポールにおける会社維持コストを考慮すると、マレーシアでの地域統括拠点設置も検討に値するだろう。

周辺諸国も同様の税制優遇措置を強化している中で、地域統括拠点としてマレーシアをどのようにアピールしていくか、マレーシア政府の取組みが期待される場所である。

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao)

## 問い合わせ

**Deloitte Malaysia**

**Japanese Services Group**

ディレクター 平岡 康治 [kohiraoka@deloitte.com](mailto:kohiraoka@deloitte.com)

シニアマネジャー 秋元 啓孝 [akimoto@deloitte.com](mailto:akimoto@deloitte.com)

## ニュースレター発行元

**税理士法人トーマツ**

**東京事務所**

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 新東京ビル5階

T e l : 03-6213-3800(代)

email: [tax.cs@tohatsu.co.jp](mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp)

会社概要: [www.deloitte.com/jp/tax-co](http://www.deloitte.com/jp/tax-co)

税務サービス: [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。